

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱

平成17年2月22日
島根県告示第208号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する庁舎の電気供給業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第2条 入札に参加しようとする者は、第4条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税を滞納している者
- (5) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(申請手続)

第3条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- (2) 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- (3) 役員等名簿
- (4) 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- (5) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び営業経歴調書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

(入札参加資格審査)

第4条 入札参加資格審査は、3年ごとの知事が別に定める日に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）及び随時に実施する入札参加資格審査（以下「随時審査」という。）とする。

2 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者に限るものとする。

(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加者資格名簿（様式第2号）に登録するものとする。

（入札参加資格審査の結果の通知）

第6条 入札参加資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第7条 第5条の規定により入札参加資格を認定された者（以下「入札参加資格者」という。）で、第4条第1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の翌年の1月1日から3年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査に係る有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。

（入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届）

第8条 入札参加資格者は、入札参加資格審査申請書の記載事項のうち、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人にあっては県内の主たる営業所の名称又は所在地、個人にあってはその者の住所

(3) 法人にあってはその資本金又は代表者の職若しくは氏名、個人にあってはその者の氏名

(4) 役員等名簿

(5) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又は代表者の職若しくは氏名

（入札参加資格の取消申請）

第9条 入札参加資格者は、第5条の規定による認定の取消しを受けたいときは、入札参加資格取消申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

第10条 知事は、入札参加資格者が第2条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したとき、又は前条の規定による申請があったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

（入札参加資格の取消しの通知）

第11条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第6号）により、その者に通知するものとする。

附 則

1 この告示は、平成17年2月22日から施行する。

2 入札参加資格審査は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年においても実施するものとする。

3 平成17年に実施する入札参加資格審査に係る第7条の規定の適用については、第7条中「当該認定のあった日の属する年の翌年の1月1日から2年間」とあるのは「平成17年2月22日から平成18年12月31日までの間」とする。

改正文（平成17年告示第376号）抄

平成17年3月29日から施行する。

附 則（平成22年告示第670号）

この告示は、平成22年11月16日から施行し、平成23年及び平成24年に県が発注する庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

附 則（平成26年告示第649号）

この告示は、平成26年11月21日から施行し、平成27年から平成29年までに県が発注する庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

附 則（平成30年告示第620号）

この告示は、平成30年9月14日から施行する。

附 則（令和元年告示第111号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第129号）

この告示は、令和5年3月1日から施行する。